

平成28年2月29日付け津市監査委員告示第1号公表分

スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	同課の職員は、津市スポーツ少年団の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、自主・自立の促進を図るという観点も踏まえ、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みたい。
措置の内容	平成30年度から津市スポーツ少年団本部事務局が本市から津市スポーツ協会に移管されたことに伴い、預金通帳等についても同協会が保管することとした。